

特定非営利活動法人湧別企画 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人湧別企画という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道湧別町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、北海道湧別町を拠点に、地域住民、移住又は二地域居住検討者など湧別町の関係人口となりうる人らが、互いに支え合いながら心地よく過ごせるまちを目指し、移住支援や空き家の利活用、保育・教育・職業体験の企画運営などのさまざまな地域活性化に係る活動を行うことで、湧別町のまちづくりや地域づくり、産業の発展・振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

1. 主として湧別町への移住・定住等に関する情報収集・提供事業

2. 主として湧別町への移住・定住等に関する調査研究・相談事業
3. 主として湧別町内の空き家等に関する情報収集・提供事業
4. 主として湧別町内の空き家等に関する調査研究・相談事業
5. 主として湧別町内のコミュニティづくりに関する情報収集・提供事業
6. 主として湧別町内のコミュニティづくりに関する調査研究・相談事業
7. 主として湧別町内のコミュニティづくりに関する公等の施設管理運営事業
8. 主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する情報収集・提供事業
9. 主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する調査研究・相談事業
10. 主として湧別町内の事業者等の業務効率化支援に関する情報収集・提供事業
11. 主として湧別町内の事業者等の業務効率化支援に関する調査研究・相談事業
12. 主として湧別町における地域活性化および持続可能な町づくりに資する事業
13. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助個人会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人
- (3) 賛助団体会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した団体又は法人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して、1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及び入会金、その他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。2人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長及び職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

2 総会は、以下の事項について、報告する。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 入会金及び年会費の額
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があった物とみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 インターネット会議、電話会議等でのシステムによって、実際上の会議と同等の環境が担保された場合は、総会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 入会金及び年会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。またインターネット会議、電話会議等による会議も有効とし、審議及び表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第 43 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 2 分の 1 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存す

る財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理 事 長 竹内 咲樹
理 事 小澤 綾香
理 事 藤井 伴晴
監 事 草野 竹史
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正 会 員 入会金 無料 年会費 5,000 円
(2) 賛助個人会員 入会金 無料 年会費 2,000 円 1 口以上とする
(3) 賛助団体会員 入会金 無料 年会費 10,000 円 1 口以上とする

役 員 名 簿

特定非営利活動法人湧別企画

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、少子高齢化と若年層の都市部へ人口流出、東京一極集中といった課題から、移住支援や関係人口創出など地方創生の動きが高まっている。全国各地で、移住定住支援を行う自治体が増え、それに伴い移住や二地域居住を検討する人も増えており、北海道湧別町でも自治体が主体となり移住支援を行っている現状である。

しかし移住支援を行うための人員不足や地域資源を最大限に活かすことができず適切な策を講じられず、実際の移住定住につながっておらず、産業衰退や生活・交通インフラの未整備、地域コミュニティの希薄化などの課題解決には至らず、過疎化が加速している状況である。加えて、移住には住居や仕事も伴うため複合的な支援が必要であり、自治体だけでは対応できる範疇を超えており、非常に難しい課題となっている。また、湧別町の高齢化率は全国平均を大きく上回っており、2042年には後期高齢者の割合が31.0%になると予想されており、情報化社会の今、湧別町におけるデジタルデバイドの解消も課題である。

一方で、長くその地域に住む住民のなかには現状の町が暮らしやすいと考えている人もおり、移住者の存在は刺激的でありメリットもあるがデメリットを感じる場合もある。移住者が地域で暮らすには、昔ながらの付き合いやその地域ならではの慣習などへの理解が必要であるため、移住者には孤立しない為のサポート、地域住民には移住者に対する理解が必要であるが、地域住民との交流の場や移住後のサポート体制は整っておらず、個人のつながりに任せており、地域住民と移住者の双方に対して、生活面のサポートは十分ではない。

そこで、空き家や空き店舗を活用し、実際に移住し定住した者も地域をよく知る住民も気軽に集まることができる地域コミュニティスペースを創り、移住前から移住後のサポート事業を基本ベースとして、デジタルデバイド解消のためのスマホの使い方相談やAI活用講座の開催や地域独自の保育・教育・職業体験の企画運営、農作物や海産物などの地域資源を活用した商品開発など、多岐に亘る地域活性化を図る活動を行いたいと考えている。

この活動は、公共政策を講じる行政、移住や二地域居住を検討している個人、高齢者への支援が基本となるが、空き店舗や空き家を活用した地域コミュニティスペースづくりを行うことで、移住者と地域住民、外国人などの垣根を超えた多文化・多世代交流が可能となり、多様性を尊重したまちづくりへの効果も期待され、広く地域住民や町民への効果も大きいと考えられる。また、移住前から移住後のサポート事業や空き家や空き店舗の活用など、財産に係る活動も考えられるため、社会的信用や財産管理の視点からも、法人格の取得の必要性がある。

当法人は、北海道湧別町を拠点に、地域住民、移住又は二地域居住検討者など湧別町の関係人口となりうる人らが、互いに支え合いながら心地よく過ごせるまちを目指し、移住支援や空き家の利活用、保育・教育・職業体験の企画運営などのさまざまな地域活性化に係る活動を行うことで、湧別町のまちづくりや地域づくり、産業の発展・振興に寄与することを目的とし、設立する。

2 申請に至るまでの経過

2024年11月：法人の設立について、必要性を感じたメンバーが集まり、活動内容について話し合った。

2025年2月～2025年7月15日：NPO法人や活動内容の可能性について、協議した。

2025年7月15日：第1回設立準備会を開催し、認証申請書類の内容や役員候補について、話し合った。

2025年8月16日：第2回設立準備会を開催し、認証申請書類の内容や全体スケジュールについて、話し合った。

2025年8月21日：設立総会を開催した。

令和7年8月25日

特定非営利活動法人湧別企画
設立代表者 住所又は居所

氏 名 竹内 咲樹

令和 7 年度事業計画書

法人成立の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人湧別企画

1 事業実施の方針

設立初年度は、主として湧別町への移住・定住等に関する情報収集・提供事業と主として湧別町内の空き家等に関する情報収集・提供事業に対して、移住・定住、空き家に関する情報を掲載したウェブサイト構築と管理運用、湧別町への移住を検討する方の移住相談を行い、湧別町の関係人口創出を図ることを目指します。また、主として湧別町内のコミュニティづくりに関する情報収集・提供事業、主として湧別町内のコミュニティづくりに関する調査研究・相談事業、主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する情報収集・提供事業、主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する調査研究・相談事業に対して、空き店舗や空き家を活用した地域コミュニティスペースを作り、誰でも利用できる場を提供するほか、スマホ操作相談会や AI 活用講座を行い、デジタルデバイドを解消しつつ、移住者と地域住民、外国人などの垣根を超えた多文化・多世代交流を可能にし、多様性を尊重したまちづくりへ貢献することを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動にかかる事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従業者 の予定 人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	事業費 の予算 額 (千円)
主として湧別町への移住・定住等に関する情報収集・提供事業	湧別町への移住定住を促進するために、移住検討者に対して、移住・定住に関する情報を掲載したウェブサイト構築を行う。構築後は管理運用を行う。	法人成立の日から適宜実施	湧別町	2 人	湧別町及び移住検討者 100 人程度 その他、Web 上の情報提供者の不特定多数が受益される	90 千円
主として湧別町への移住・定住等に関する調査研究・相談事業	湧別町への移住定住を促進するために、移住検討者に対して、必要な情報を収集し移住相談を行う。	法人成立の日から適宜実施	湧別町及びオンライン	2 人	移住検討者 5 組	0 円

主として湧別町内の空き家等に関する情報収集・提供事業	湧別町空き家対策のために、空き家所有者と空き家賃貸・購入検討者に対して、空き家に関する情報を収集し、サイト構築を行う。	法人成立の日から適宜実施	湧別町	2人	湧別町及び空き家所有者、空き家賃貸・購入検討者30名程度	125千円
主として湧別町内の空き家等に関する調査研究・相談事業	湧別町空き家対策のために、空き家所有者に対して実態調査を行い、空き家賃貸・購入検討者に対して、空き家に関する相談を行う。	法人成立の日から適宜実施	湧別町及びオンライン	2人	湧別町及び空き家所有者、空き家賃貸・購入検討者30名程度	0千円
主として湧別町内のコミュニティづくりに関する情報収集・提供事業	多様性を尊重した町づくりのために、湧別町民や周辺地域の方に対して、地域コミュニティスペースづくりや情報誌の発行を行う。	法人成立の日から適宜実施	湧別町	2人	湧別町民及び周辺地域にお住まいの方280名程度	220千円
主として湧別町内のコミュニティづくりに関する調査研究・相談事業	多様性を尊重した町づくりのために、湧別町民や周辺地域の方に対して解放する地域コミュニティスペースにて、利用者の分析、利用者からの相談に対応する。	法人成立の日から適宜実施	湧別町	2人	コミュニティスペース利用者のうち140名程度	0円
主として湧別町内のコミュニティづくりに関する公等の施設管理運営事業	予定なし					0円
主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する情報収集・提供事業	デジタルデバイド解消のために、必要な情報を収集し、スマートフォンやAI技術に不安を持つ方に対して、情報提供を行う。	法人成立の日から適宜実施	湧別町	2人	コミュニティスペース利用者のうち140名程度	0円

主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する調査研究・相談事業	デジタルデバイド解消のために、必要な情報を収集し、スマートフォンやAI技術に不安を持つ方に対して、個別相談を行う。	法人成立の日から適宜実施	湧別町	2人	コミュニティスペース利用者のうち140名程度	0円
主として湧別町内の事業者等の業務効率化支援に関する情報収集・提供事業	湧別町内事業者の業務効率化のために、必要な情報を収集し、町内事業者に対してデザインの提供や動画制作など芸術的分野の支援を行う。	法人成立の日から適宜実施	湧別町	2人	湧別町内事業者5組程度	55千円
主として湧別町内の事業者等の業務効率化支援に関する調査研究・相談事業	予定なし					0円
主として湧別町における地域活性化および持続可能な町づくりに資する事業	予定なし					0円
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	予定なし					0円

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人湧別企画

1 事業実施の方針

設立 2 年目は、設立初年度に引き続き、主として湧別町への移住・定住等に関する情報収集・提供事業と主として湧別町内の空き家等に関する情報収集・提供事業に対して、移住・定住、空き家に関する情報を掲載したウェブサイトの管理運用と湧別町への移住を検討する方の移住相談を行い、湧別町の関係人口創出を図ること、また、主として湧別町内のコミュニティづくりに関する情報収集・提供事業、主として湧別町内のコミュニティづくりに関する調査研究・相談事業、主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する情報収集・提供事業、主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する調査研究・相談事業に対して、空き店舗や空き家を活用した地域コミュニティスペースを運営し、スマホ操作相談会や AI 活用講座を行いデジタルデバイドを解消しつつ、移住者と地域住民、外国人などの垣根を超えた多文化・多世代交流を可能にし、多様性を尊重したまちづくりへ貢献することを目指します。

また、主として湧別町における地域活性化および持続可能な町づくりに資する事業に対して、町内で生産されている農作物や海産物のうち規格外で廃棄されている食材を用いて商品開発を行い、限りある資源を最大活用するとともに、湧別町の資源を全国に周知し湧別町のイメージアップ向上を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動にかかる事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従業者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
主として湧別町への 移住・定住等に関する 情報収集・提供事業	湧別町への移住定住 を促進するために、 移住検討者に対し て、移住・定住に関 する情報を掲載した ウェブサイトの管理 運用を行う。	令和 8 年 4 月 から適 宜実施	湧別町	2 人	湧別町及 び移住検 討者 100 人程度 その他、 Web 上の 情報提供 者の不特 定多数が	200 千円

					受益される	
主として湧別町への移住・定住等に関する調査研究・相談事業	湧別町への移住定住を促進するために、移住検討者に対して、必要な情報を収集し移住相談を行う。	令和 8 年 4 月から適宜実施	湧別町及びオンライン	2 人	移住検討者 20 組	0 千円
主として湧別町内の空き家等に関する情報収集・提供事業	湧別町空き家対策のために、空き家所有者と空き家賃貸・購入検討者に対して、空き家に関するウェブサイトの管理運用を行う。	令和 8 年 4 月から適宜実施	湧別町	2 人	湧別町及び空き家所有者、空き家賃貸・購入検討者 200 名程度	260 千円
主として湧別町内の空き家等に関する調査研究・相談事業	湧別町空き家対策のために、空き家所有者に対して実態調査を行い、空き家賃貸・購入検討者に対して、空き家に関する相談を行う。	年 1 回 10 月	湧別町及びオンライン	2 人	湧別町及び空き家所有者、空き家賃貸・購入検討者 30 名程度	0 円
主として湧別町内のコミュニティづくりに関する情報収集・提供事業	多様性を尊重した町づくりのために、湧別町民や周辺地域の方に対して、地域コミュニティスペースを開放し運営する。	令和 8 年 4 月から適宜実施	湧別町	2 人	湧別町民及び周辺地域にお住まいの方 1000 名程度	345 千円
主として湧別町内のコミュニティづくりに関する調査研究・相談事業	多様性を尊重した町づくりのために、湧別町民や周辺地域の方に対して解放する地域コミュニティスペースにて、利用者の分析、利用者からの相談に対応する。	令和 8 年 4 月から適宜実施	湧別町	2 人	コミュニティスペース利用者のうち 500 名程度	0 円

主として湧別町内のコミュニティづくりに関する公等の施設管理運営事業	予定なし					0円
主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する情報収集・提供事業	デジタルデバイド解消のために、必要な情報を収集し、スマートフォンやAI技術に不安を持つ方に対して、情報提供を行う。	令和8年4月から適宜実施	湧別町	2人	コミュニティスペース利用者のうち500名程度	0円
主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する調査研究・相談事業	デジタルデバイド解消のために、必要な情報を収集し、スマートフォンやAI技術に不安を持つ方に対して、個別相談を行う。	令和8年4月から適宜実施	湧別町	2人	コミュニティスペース利用者のうち500名程度	0円
主として湧別町内の事業者等の業務効率化支援に関する情報収集・提供事業	湧別町内事業者の業務効率化のために、必要な情報を収集し、町内事業者に対してデザインの提供や、動画制作など芸術的分野の支援を行う。	令和8年4月から適宜実施	湧別町	2人	湧別町内事業者20組程度	157千円
主として湧別町内の事業者等の業務効率化支援に関する調査研究・相談事業	予定なし					0円
主として湧別町における地域活性化および持続可能な町づくりに資する事業	町内で生産されている農作物や海産物のうち規格外で廃棄されている食材を無駄にしないために、規格外食材を用いた商品開発を行い、町内イベントにて販売	令和8年5月から適宜実施	湧別町	2人	湧別町及び観光客5000人程度	150千円

	し、限りある資源を最大活用するとともに、湧別町の資源を全国に周知し湧別町のイメージアップ向上を行う					
その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業	予定なし					0円

令和7年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人湧別企画
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費(11人@5000円)	55000		
賛助個人会員受取会費(20人@2000円)	60000		
賛助団体会員受取会費(0団体@10000円)	0		
		115000	
2. 事業収益			
主として湧別町への移住・定住等に関する情報収集・提供事業収益	320000		
主として湧別町への移住・定住等に関する調査研究・相談	28800		
主として湧別町内の空き家等に関する情報収集・提供事業	280000		
主として湧別町内の空き家等に関する調査研究・相談事業	48000		
主として湧別町内のコミュニティづくりに関する情報収集・提供事業	105000		
主として湧別町内のコミュニティづくりに関する調査研究・相談事業	35000		
主として湧別町内のコミュニティづくりに関する公等の施設管理運営事業	0		
主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する情報収集・提供事業	35000		
主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する調査研究・相談事業	0		
主として湧別町内の事業者等の業務効率化支援に関する情報収集・提供事業	20000		
主として湧別町内の事業者等の業務効率化支援に関する調査研究・相談事業	0		
主として湧別町における地域活性化および持続可能な町づくりに資する事業	0		
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	0		
		871800	
3. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			986800
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	270000		
会議費	0		
旅費交通費	35000		
減価償却費	44788		
水道光熱費	90000		
消耗品費	50000		
広告宣伝費	0		
支払利息	0		
その他経費計	489788		
事業費計		489788	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	210000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	210000		
(2) その他経費			
家賃	0		
通信費	59500		
水道光熱費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	25025		
支払手数料	92500		
備品費	100000		
その他経費計	277025		
管理費計		487025	
経常費用計			976813
当期経常増減額			9987
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			9987
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			9987

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人湧別企画
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費(11人@5000円)	55000		
賛助個人会員受取会費(30人@2000円)	60000		
賛助団体会員受取会費(0団体@10000円)	0	115000	
2 事業収益			
主として湧別町への移住・定住等に関する情報収集・提供事業収益	748800		
主として湧別町への移住・定住等に関する調査研究・相談	57600		
主として湧別町内の空き家等に関する情報収集・提供事業	380800		
主として湧別町内の空き家等に関する調査研究・相談事業	48000		
主として湧別町内のコミュニティづくりに関する情報収集・提供事業	180000		
主として湧別町内のコミュニティづくりに関する調査研究・相談事業	60000		
主として湧別町内のコミュニティづくりに関する公等の施設管理運営事業	0		
主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する情報収集・提供事業	60000		
主として湧別町内の個人のデジタル機器操作等支援に関する調査研究・相談事業	0		
主として湧別町内の事業者等の業務効率化支援に関する情報収集・提供事業	180000		
主として湧別町内の事業者等の業務効率化支援に関する調査研究・相談事業	0		
主として湧別町における地域活性化および持続可能な町づくりに資する事業	50000		
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	0	1765200	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1880200
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	560000		
会議費	0		
旅費交通費	60000		
減価償却費	76780		
水道光熱費	190000		
広告宣伝費	0		
支払利息	0		
商品開発費	150000		
消耗品費	75000		
その他経費計	1111780		
事業費計		1111780	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	360000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	360000		
(2) その他経費			
家賃	0		
通信費	102000		
水道光熱費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	42900		
支払手数料	102000		
備品費	100000		
消耗品費	0		
その他経費計	346900		
管理費計		706900	
経常費用計			1818680
当期経常増減額			61520
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			61520
次期繰越正味財産額			9987
			71507